

重度の下痢

英語名 : severe diarrhea

A . 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行なう上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

下痢とは通常よりも水分が多い便や、形のない便が、頻回に排出される状態をいいます。下痢はさまざまな原因によって起こりますが、薬が原因となって起こる場合もあります。薬による下痢は、一般に薬を使用し始めて1～2週間以内に起こることが多いです。しかしながら、薬の種類や患者さんご自身の体調によって、服用後1～2ヶ月経過してから下痢が起こる場合もあるため、注意が必要です。

さまざまな薬が予期しない下痢を起こすことがあります。一時的なものがある一方で、放置すると重症化するものもあります。なかでも、抗がん薬、抗菌薬、免疫抑制薬や一部の消化器用薬は重度の下痢を引き起こすことがあるので、注意が必要です。

何らかの薬を服用していて、次のような症状が継続して起こる場合、または指示された「下痢止め」を服用しても症状が改善しない場合には、放置せずに、ただちに医師又は薬剤師に連絡して下さい。

「便が泥状か、完全に水のようにになっている」、「便意切迫またはしぶり腹がある」、「さしこむような激しい腹痛がある」、「トイ

「**しから離れられないほど頻回に下痢をする**」、「**便に粘液状のものが混じっている**」、「**便に血液が混じっている**」など

1．薬剤による重度の下痢とは？

薬剤性の下痢とは、治療のために用いた薬によって腸の粘膜が炎症を起こす、粘膜に傷がつく、腸管の動きが激しくなる、腸内細菌のバランスを著しく変化させることなどが原因になって引き起こされる下痢を言います。

下痢は、異常に水分の多い便や、形のない便が頻度を増して排出される状態を言います。下痢の持続期間が2週間以内なら急性、2~4週間なら持続性、4週間を超える場合は慢性と定義されます。急性下痢症の90%以上は感染症が原因ですが、感染症でない場合の原因のうち最も多いのは薬の副作用によるものです。一方、慢性下痢症の原因のほとんどは非感染性であり薬が誘引になっている場合があります。

原因になる医薬品はたくさんありますが、代表的なものとして抗がん薬（イリノテカン、シタラビン、メトトレキサート、フルオロウラシルなど）、抗菌薬（ペニシリン系、セフェム系など）、免疫抑制薬、一部の消化器用薬（プロトンポンプ阻害薬（PPI）、ミソプロストール）、痛風発作予防薬（コルヒチン）、非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）、山梔子（サンシシ）を含む漢方薬（加味逍遙散、黄連解毒湯など）、経口避妊薬、免疫チェックポイント阻害薬（イピリムマブ、ニボルマブ）、ジギタリス製剤（ジゴキシン、ジギトキシン）、排尿障害改善薬（シロドシン）、降圧薬（オルメサルタン）などがあります。

薬の種類にもよりますが、一般に投与開始後1~2週間以内に多くは発症します。しかし、抗がん剤では、投与中あるいは直後から24時間以内に発症する早発性の下痢と、投与開始後数日から10日くらい経ってから起こる遅発性の下痢があります。また、複数の抗がん薬の組み合わせ方によっては、重度の下痢が起こりやすくなる場合があります。

高齢者、腎機能や肝機能障害者、体が弱っている時などにはこれらの副作用が起こりやすいので注意が必要です。

高齢者は一般的には65歳以上を差しますが、加齢による心身の老い衰えには個人差があり、また心肺機能など全身の合併症の有無や状態などにより影響を受けます。

2．早期発見と早期対応のポイント

薬による治療を受けている間に、「便が泥状か、完全に水のように
なっている」、「急に強い便意を感じる。またはしづり腹があ
る」、「さしこむような激しい腹痛がある」、「トイレから離れら
れないほど頻回に下痢をする」、「便に粘液状のものが混じってい
る」、「便に血液が混じっている」などの症状が継続する場合、薬による下痢の可能性を疑う必要があります。放置せずに医師、薬剤師に連絡をしてください。

受診する際には、使用中の薬（内服、わかる場合は注射も）の種類と量、使用し始めてからの期間、症状の種類や程度と持続期間などを医師に知らせてください。

下痢が継続すると脱水症状を起こします。水分を多めにとるようにしてください。下痢を放置して起こる脱水症状としては具体的には、口が渇き、尿の量が減り、重症になると脈が速く、血圧が低下するなどの全身症状があらわれ、さらに進むと意識が混濁する（いつもと反応が違う、無気力など）などの重篤な症状を呈するようになります。とくに、高齢者や乳幼児・小児では危険です。すみやかに受診する必要があります。



医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります。

（お問い合わせ先）

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

電話：0120 - 149 - 931（フリーダイヤル）[月～金] 9時～17時（祝日・年末年始を除く）